

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (南丹広域振興局)	575
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所)	〃

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の 意見の概要	(南丹広域振興局) 575
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所) 576

告 示

京都府告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和3年8月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年8月3日から令和3年8月17日まで縦覧に供する。

令和3年8月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 私市大江線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市大字私市小字栗田29の12から	前	最小 6.0 最大 16.3	146.6
	後	最小 8.9 最大 18.0	

- 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により亀岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和3年8月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ALPLA亀岡コミュニティSC
亀岡市篠町野条上又11番地の1
- 2 届出者の名称及び住所
 - (1) 株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
 - (2) 有限会社エヌ・ティープランニング
亀岡市篠町野条イカノ辻南34番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和3年3月3日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和3年8月3日から令和3年9月3日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年8月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
城陽市寺田島垣内5
（関連区域）
城陽市寺田島垣内3の一部、5の1から5の3まで、6の1の一部、8の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
城陽市寺田中大小10の2
山本 敏之